

2021年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：商法（配点：80点）

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

(商法)

第1問

甲株式会社(以下「甲社」という)は、株主総会において議決権を代理行使できる者を株主に限定する定款規定を有している。乙株式会社(以下「乙社」という)は、会社法上の公開会社であり、甲社の株主総会における5000個の議決権を有している。

乙社の従業員であるAは、甲社の定時株主総会において、乙社が有する議決権につき、これを行使した。この議決権の代理行使にあたり、Aは、乙社の代表取締役Bからの委任を受けていたが、甲社の株主ではなかった。

Aによる議決権の代理行使につき、会社法上、問題となりうる点について論じなさい。

(配点：40点)

(商法)

第2問

甲株式会社(以下「甲社」という)は、会社法上の公開会社である。甲社の定款には、取締役の員数は5名以下とするとの定めがある。

甲社の取締役は、A、BおよびCの3名であり、その任期は、2020年6月に開催された甲社の定時株主総会(以下「本件株主総会」という)の終結の時までであった。本件株主総会において、取締役の選任が議題とされ、会社側の提案としてA、BおよびCの3名の取締役候補者が、株主側の提案としてD、EおよびFの3名の取締役候補者が、適法に提案された。

以下の設問について、それぞれ独立した設問として解答しなさい。

問1 本件株主総会における採決の結果、AおよびBを取締役として選任する議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成により承認されたが、C、D、EおよびFを取締役として選任する議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成が得られず否決された。この場合、定時総会の終結の時以後に甲社の取締役として権利義務を有するのは誰か、説明しなさい。

問2 本件株主総会における採決の結果、A、BおよびCを取締役として選任する議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成により承認されたが、D、EおよびFを取締役として選任する議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成が得られず否決された。もっとも、否決された決議に関連して、株主総会の議長であるAにおいて、明らかな説明義務の違反があった。この場合、甲社の株主Gは、否決された決議について株主総会決議取消しの訴えを求めることはできるか、説明しなさい。

問3 本件株主総会における採決の結果、A、B、C、D、EおよびFを取締役として選任する議案が、出席した株主の議決権の過半数の賛成により承認された。この場合、甲社の株主Hが、承認された決議の効力について争う場合、どのような訴えを提起できるか、また、それは認められるか、説明しなさい。

(配点：40点)

<出題の趣旨等 2021年度 商法>

〔出題の趣旨〕

第1問は、株主総会における議決権の代理行使の問題について、判例の基礎的な知識を前提として、事例について適切な当てはめができるかどうかを確認するものである。第2問は、役員および株主総会に関する規律について、基本的な知識を確認するものである。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔配点〕

第1問	40点
第2問	40点
合計	80点

〔採点基準〕

・第1問について

まず、株主総会において議決権の代理行使資格を株主に限定する定款の効力が会社法310条に抵触し、無効でないかが問題となる。この点について、株主総会のかく乱を防止するという合理的理由があることからその有効性を認める判例の立場（最判昭和43年11月1日民集22巻12号2402頁）を踏まえて、適切に論じることが求められる。

次に、かりにそのような定款の効力を有効だとすると、株主ではないAによる代理権行使が行われたことにより、株主総会決議の取消事由となる可能性がある（会社831条1項1号）。この点について、このような代理権行使を認めないと株主としての意見を株主総会に反映させることができず、事実上議決権行使の機会を奪うに等しく、不当な結果をもたらすとする判例の立場（最判昭和51年12月24日民集30巻11号1076頁）を踏まえて、適切に論じることが求められる。

・第2問について

問1では、公開会社においては、3名以上の取締役が選任されることが必要であることを指摘した上で（会社327条1項1号、331条5項）、任期の満了により退任した取締役（329条1項）は、なお取締役としての権利義務を有することになるため、AおよびBに加えてCが取締役として権利義務を有することを適切に説明することが求められる。

問2では、ある議案を否決する株主総会等の決議によって新たな法律関係が生ずることはないし、当該決議を取り消すことによって新たな法律関係が生ずるものでもないため、ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えは不合法であるとする判例の立場（最判平成28・3・4民集70・3・827参照）を踏まえて、適切に説明することが求められる。

問3では、定款で定められた員数を超える取締役が選任された場合、株主総会決議取消しの訴えを提起できることを指摘した上で（会社831条1項2号）、5名以下と定められている場合に、6名の選任がなされているため、選任決議が取り消されるべきであることを適切に説明することが求められる（なお、裁量棄却の対象にはならない。同条2項参照）。

以上